<裁判例 No.13> 名古屋地裁令和3年1月20日

【出典】

証券取引被害判例セレクト58巻1頁

【取引類型】

株式信用取引

【違法要素】

- 1 過当取引 ○
- 2 適合性原則違反 (過当取引と重複)
- 3 信用取引開始時の投資方針助言義務 ×
- 4 個々の銘柄の情報提供義務及び指導助言義務違反 ○

【原告の属性】

昭和25年生まれの男性(本件取引時は66歳)。高校卒業後、父が設立した会社(資本金1000万円、従業員数10名)に入社し、本件信用取引時には代表取締役。金融資産として、外国株式等預かり資産や預貯金が4400万円程度あり。投資経験として、長年にわたり国内外株式、投資信託、EB債などあり。

【指導助言義務に関する判示】

原告が主張する個々の銘柄の取引に関する情報提供義務、説明義務及び指導助言義務の内容は、投資家が、その投資経験や投資意向等に照らして過当な取引を行おうとする場合、それが投資家の意思に基づくものであったとしても、証券会社は個々の取引に関して十分な情報を提供する義務があり、また、過当な取引を行わないように指導助言する義務を負うとの主張と解される。

本件信用取引は過当取引として違法であるが、Mは原告に対し、売買を勧める株式の各 銘柄について、その業種や業績等の詳細、当該銘柄の約定金額や全体としての取引規模、 日々公表銘柄の意味内容やこれを取得するリスク等の説明をせず、また、保有銘柄の評価 損益の報告をしていなかったものであるから、個々の銘柄の取引に関する情報提供義務 や指導助言義務を尽くしていないと認められ、Mには個々の銘柄の取引に関する情報提 供義務違反及び指導助言義務違反がある。

【指導助言義務の発生根拠】

言及なし

【過失相殺】

5割

信用取引の仕組みを理解することは必ずしも難しいとはいえない 原告の経歴や投資経験

取引報告書を確認して1日の取引損益をノートに記載しており、評価損を認識する契機は当初から十分にあった